(別紙)

答申

(諮問第50号)

個人情報保護審査会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報の開示請求について北九州市教育委員 会教育長(以下「処分庁」という。)が一部開示とした決定は、妥当である。

理由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成27年3月26日、北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定に基づき、北九州市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対し、別紙開示請求目録記載1の保有個人情報開示請求(以下「本件請求1」という。)を行った。
- 2 また、審査請求人は、同日、条例第17条第1項の規定に基づき、教育委員会 に対して、別紙開示請求目録記載2の保有個人情報開示請求(以下「本件請求2」 という。)を行った。
- 3 実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報(以下「本件保有個人情報1」という。)について、平成27年4月9日付けで本件保有個人情報1の一部を開示する旨の決定(平成27年4月9日付け北九教総総第7号。以下「本件処分1」という。)を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年4月16日に受領した。
- 4 また、実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報(以下「本件保有個人情報2」という。)について、平成27年4月9日付けで本件保有個人情報2の一部を開示する旨の決定(平成27年4月9日付け北九教総総第7号。以下「本件処分2」という。)を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、当該保有個人情報一部開示決定通知書を平成27年4月16日に受領した。
- 5 審査請求人は、平成27年4月16日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき、本件処分1及び2(以下「本件各処分」という。) を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというものである。

第3 事案の概要及び争点

1 事案の概要

(1) 本件保有個人情報1及び2の概要

本件請求1及び2(以下「本件各請求」という。)に係る対象文書として、 実施機関が特定したもの(以下「本件対象文書」という。)は次のとおりであ る。

- ア 顧問弁護士法律相談依頼書
- イ 学校支援チーム弁護士相談資料
- ウ 教育長協議に用いた各資料

本件対象文書は、教育委員会事務局職員が、審査請求人との紛争事案について、市の顧問弁護士に相談するために作成した資料や、その後の協議に用いた資料である。

本件各請求の内容は、教育委員会事務局が〇〇〇学校施設開放事業に対する 苦情、要望への対応に関し、弁護士に法律相談した内容に係る情報が主要な部 分を占める。

(2) 本件各処分の概要

本件対象文書のうち、実施機関が不開示とした保有個人情報(以下「本件不開示情報」という。)は、次のとおりである。

ア 顧問弁護士への相談結果

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

本件不開示情報には、条例第18条第2号に該当することを理由とする不開示部分及び同条第7号に該当することを理由とする不開示部分(以下「第7号部分」という。)がある。

2 争点

審査請求人からの審査請求書及び意見書並びに実施機関からの理由説明書等によれば、本件の争点は、以下の(1)(2)と認められる。

- (1) 第7号部分に係る一部開示決定の妥当性。
- (2) 本件各処分の決定における手続的違法性。

第4 審査請求人及び実施機関の主張要旨

審査請求人及び実施機関の主張は、審査請求書、理由説明書、意見書等の内容を要約すれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 本件各処分の条例第18条第7号該当性について

本件各処分の不開示情報は、平成23年以降に複数の教育委員会事務局職員 及び文書課職員らによりなされた犯罪的違法行為の背景及び真相を解明し、市 職員に法令遵守の意識を徹底するために、また、二度と上記のような犯罪的違 法行為が繰り返されないようにするために、不可欠な情報である。

そのため、本件各処分の不開示情報の隠ぺいによる不利益及び開示による公 共的利益は極めて大きいから、条例第18条第7号には該当しない。

(2) 本件各処分の手続的違法性について

本件各処分は、上記犯罪的違法行為の背景及び真相の解明に役立つ情報の開示を妨げるものであるが、そのような本件各処分に、一連の行為の中心であった教育委員会事務局指導第二課長らが関与していたことなどから、手続的に違法である。

2 実施機関の主張

(1) 本件各処分の条例第18条第7号該当性について

ア 本件各処分の第7号部分は、弁護士との相談結果に関する情報であり、開示することにより、弁護士相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、条例第18条第7号の不開示情報に該当する。

このことは、北九州市個人情報保護審査会答申(以下「答申」という。) 第32号及び答申第43号で既に認められており、今回の審査請求人の主張 によりその判断が左右されるものではない。

イ 審査請求人が主張する市職員の違法行為は認められない。

(2) 本件各処分の手続的違法性について

審査請求人が主張するような違法行為なるものは認められず、利害関係人に よる手続関与の事実はない。

本件各処分は、北九州市教育委員会文書規程等に則って適正に処理されており、手続に何ら違法はない。

第5 個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)の判断

当審査会は、審査請求の対象となった保有個人情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 争点に対する判断

(1) 条例第18条第7号該当性(以下「第7号該当性」という。) について

当審査会は、本件不開示情報の第7号該当性については、既に答申第32号において、これら本件不開示情報と同様の法律相談結果情報について、争訟に関して手の内情報の状態にあること、及び弁護士との法律相談制度の趣旨を損なうことになることを認め、それぞれ条例第18条第7号イの「争訟に係る事務に関し、市(中略)の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」及び同号柱書の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当するとして、北九州市長が

行った一部開示決定を妥当と判断したところである。

処分庁は、北九州市長と同様の目的で本件不開示情報を保有しているものと 認められるから、上記判断は処分庁においても当てはまる。

そして、答申第32号を行って以後何ら特別の事情の変化も認められない。 したがって、本件各処分は妥当であると判断する。

なお、審査請求人は、市職員に違法行為があり、それを前提に、開示する必要性及び公益性が極めて大きい情報であるから、本件不開示情報は条例第18条第7号に該当しないと主張しているが、当審査会には当該事実の存否及びその違法性を認定するに足りる調査権限はないので、本争点につき上記以上に判断をすることはできない。

(2) 手続的違法性について

当審査会において確認したところ、処分庁は、本件各処分について、処分庁における通常の手続により、決定手続を行ったものと認められる。

これについて、審査請求人は、一連の違法行為の中心であった課長が本件各処分に関与したことが手続的違法であると主張する。

しかし、本件各処分は処分庁たる教育長による決裁の上決定されたものであり、課長級職員の関与が直ちに処分を違法とするだけの手続的瑕疵に当たるとは認められない。

また、北九州市立文書館を通じてなされた本件審査請求人からの開示請求事案であって本件と対象文書を同じくするものはここ数年で相当数に及ぶが、それらにおける処分庁の決定内容は、人事異動があったにもかかわらず一貫しており、特定の職員の関与により決定内容が左右されたような形跡は見受けられない。

よって、本件各処分に手続的違法があったとは認められない。

2 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁が一部開示とした本件各処分について、 冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

別紙

開示請求目録

- 1 教育委員会が保有している、「平成23年3月頃に教育委員会職員又は文書課職 員らが本請求者側からの苦情もしくはその苦情に関する騒音等に関して顧問弁護 士に相談したこと又はその相談結果の内容」を示す情報であって、「○○○学校施 設を使用した学校施設開放事業(その利用団体による利用)から発生する音もしく は騒音」に関する本請求者側からの苦情の電話等に対して、教育委員会側が協議し 又は決定した「①電話、面談、書簡等の拒否:相手方に対して、正常な学校運営及 び市の業務に著しく支障をきたしていることなど、上記を理由として、今後電話、 面談、書簡等に一切応じない旨面談して伝える。②内容証明・配達証明郵便:上記 ①でもってしても、電話等あれば、間髪おかず、内容証明・配達証明郵便にて、再 度、正常な学校運営及び市の業務に著しく支障をきたしていることを理由として、 今後電話、面談、書簡等に一切応じない旨伝える(教育長名)。③仮処分申請:上 記②でもってしても(上記の内容証明郵便による通告を行っても)、電話等あれば、 裁判所に対して『電話・面談・書簡等強要禁止の仮処分』を申請する、(警察によ る強制力も期待できる)。④裁判手続:以後は、相手の状況を踏まえ、適切な裁判 手続を検討する。」という対処の方向性(方針)の全部又は一部と関連している、 一切の(もし、ある物理的な紙の全体を黒塗りする場合でも、当該の物理的な紙が 存在する場合は、当該の物理的な紙をも含む、一切の)情報
- 2 教育委員会(○○○学校を含む)が保有している「平成23年3月頃に教育委員 会職員又は文書課職員らが本請求者側からの苦情もしくはその苦情に関する騒音 等に関して顧問弁護士に相談したこと又はその相談結果の内容」を示す情報であっ て、「○○○学校施設を使用した学校施設開放事業(その利用団体による利用)か ら発生する音もしくは騒音」に関する本請求者側からの苦情の電話等に対しては 「今後市の機関が一切応じないとすることが正当である」と教育委員会が判断する に至った「(1)○○○学校の学校運営や学校施設開放事業、目的外許可の使用形 態は、特別な形態ではなく、通常の利用の範囲内で起こりうるかつ昼間帯の音であ ること、(2)これまで教育委員会として、出来る限りの対応をしてきたこと、(3) 学校の周辺住民や自治会からの要求は一切なく、一個人の受忍の問題であること、 (4) 学校は騒音防止法に定める騒音発生施設ではないこと、(5) 一個人のため に相当経費の高い防音壁を設置することは、他の学校への影響や共存している周辺 住民からの反発を招くこと、(6)○○宅は、○○○学校開設後の○○年に居住し 始めていること、及び(7)昨今の電話等は執拗かつ尋常ではなく、顧問弁護士の 意見のとおり、十分業務妨害に当たる可能性があること。」という計7つの理由の 全部又は一部と関連している、一切の(もし、ある物理的な紙の全体を黒塗りする 場合でも、当該の物理的な紙が存在する場合は、当該の物理的な紙をも含む、一切 の)情報